

令和6年度第1回埼玉県食の安全推進委員会 議事録

日 時：令和6年6月3日（月） 13時30分～15時

場 所：埼玉県県民健康センター 小会議室

出席者：委員長 野澤 裕子 食品衛生安全局長  
副委員長 坂梨 栄二 保健医療部食品安全課長  
委 員 石井 里枝 明治薬科大学 教授  
委 員 森田 満樹 (一社)FOOD COMMUNICATION COMPASS 代表  
委 員 市川 秋行 JA 埼玉県中央会 JA 支援部農政対策担当部長  
委 員 新 武司 (株)ヤオコー 営業統括本部 食品安全担当部長  
委 員 橋本 勝弘 (一社)埼玉県食品衛生協会 食品衛生アドバイザー  
委 員 堀井 菜摘子 (一社)埼玉県乳業協会 事務局長  
委 員 大坪 晏子 合同会社フードプラス 代表  
委 員 内田 典子 埼玉母親大会連絡会 事務局長  
委 員 廣田 美子 さいたま市消費者団体連絡会 代表

(敬称略、順不同)

概 要：

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 議事

(1) 農業における環境負荷低減の取組について

【事務局説明（農産物安全課）】 (資料1)

環境負荷低減の取組について、国でみどりの食料システム戦略や関係法令を施行するなどの動きがある中で、埼玉県でも施策を進めている。

その中で特に販売面や流通面について、どのように進めていくか検討しているため、御意見や情報をいただきたい。

○農業における環境負荷低減に関連した近年の動き（国）について

国では、みどりの食料システム戦略を令和3年から推進している。

F a r m t o F o r k 戦略や農業イノベーションアジェンダは欧米の動きで、こちらはみ

どりの食料システム戦略に先立ちそれぞれ2020年5月と2月に始まっている。

これらは、みどりの食料システム戦略と同じように目標を掲げ、環境にやさしい取組をしていこうというものであるが、これらの動きに合わせて2021年にみどりの食料システム戦略ができ上がったところである。

この戦略の趣旨は、持続可能な食料システムの構築に向け、中長期的な観点から調達、生産、加工・流通と消費の4段階においてそれぞれの段階での取組と、環境負荷低減のイノベーションを推進していこうというものである。

2050年までに目指す姿として、国では目標を掲げている。

代表的なところでいうと、CO2ゼロエミッション化の実現や化学農薬のリスク換算での使用量で50%低減、化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大というような目標を掲げている。

これが2050年の目標ということで、現時点の技術では達成が難しいものの、今後イノベーションによってこれらを実現していこうという戦略になっている。

#### ○農業における環境負荷低減に関連した近年の動き（県）について

みどりの食料システム戦略を踏まえて施行された、みどりの食料システム法がある。それに基づき、令和5年3月に埼玉県は県内63市町村との共同で、埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画を策定している。

この計画の目的としては、本県の農林漁業者の環境負荷低減の取組を促進していくことである。それを県として認定して支援していくこととしている。計画期間は5年間である。

農林漁業者に取り組んでもらいたい環境負荷低減事業活動の内容には三つある。

一つ目が化学肥料使用量や農薬使用量の低減、土づくりを一体的に行う活動、二つ目が温室効果ガスの排出量の削減、三つ目がそれ以外でも環境負荷低減に資する生産方式による活動で、この三つの活動を農林漁業者の皆さんに促進していこうという計画を昨年立てた。

目標は4項目設定しており、例えば、化学肥料使用量の削減といった目標を立て、5年間の計画で進めているところである。

次にこの計画に基づき実施している施策について説明する。

まず一つ目は、先端的な技術に関する研究開発として、農業技術研究センター等で環境負荷を低減するための技術開発を継続して実施している。

例えば、剪定枝や野菜の残渣を炭化処理し、それによって炭素貯留効果を高め、そういったものを土壌に散布した時の作物への影響について研究している。

炭化処理とは、ぶどうや梨などの果樹を管理する際に不要な枝を切って、新しい枝を伸ばすという作業を行う際に、その切った枝は今まで廃棄物として処理していたが、炭化することで炭素を長期間分解されない形にして、土壌改良剤として畑に撒くという技術である。植物への影響などについて研究し、技術開発を試験場で行っている。

当県の下水道局では、これまでは発生した下水汚泥のほとんどを燃やして廃棄物として処理していた。現在、下水汚泥の肥料利用を下水道局や農業技術研究センターにて研究している。

二つ目として、販売方法の確立と高付加価値化である。農業者自身での販路開拓が難しいという意見があり、県で商談会、具体的には埼玉県の農商工連携フェアであるとか、県庁朝市にて、実需者や消費者とマッチングできるような機会を提供しているところである。

三つ目に環境負荷低減事業活動の促進に向けた支援として、昨年から環境負荷低減事業活動を行う農業者や事業者の優良な取組事例に対し、表彰する制度を始めた。

農業者の方はもちろん、農業者の方が使いやすい製品であるとかサービスを提供する方々を表彰するという内容になっている。

第一回目は、小川町の有機農業の第一人者である霜里農場が、大賞を受賞した。また、リサイクル事業者である株式会社アイル・クリーンテックが、優秀賞を受賞している。

こうした取組を表彰することに加え、皆さんに見える形でPRすることで、環境負荷低減の取組をより推進していきたい。

また有機農業者への支援として、自主企画研修会の支援や全体研修会を開催し、技術や流通面での情報交換や、新たな知識を学べるような機会を作っている。

都道府県が設置している農業大学校で有機農業関係の専攻は3か所に設置され、埼玉県もその一つであり、有機農業で新規就農したいという方の育成をしているところである。

国の環境保全型農業直接支払制度やみどり交付金を活用した産地支援について説明する。

「環境保全型農業直接支払制度」は、地球温暖化防止や生物多様性保全活動について、農業生産活動に取り入れている場合に、掛かり増しとなる経費について支援する制度である。

前身の事業は平成19年頃からあるもので、マイナーチェンジしたり、根拠法令ができたりしながら続いている。

埼玉県では有機農業や、カバークロップ、堆肥の施用等の取組において、活用されている。

また、みどり交付金は、みどり戦略が立ち上がってから、措置されたものである。

みどり交付金の中に有機農業の産地づくりを推進するという事業があり、本県では小川町が令和4年度から取り組んでおり、令和5年5月にはオーガニックビレッジ宣言をしている。

グリーンな栽培体系への転換サポートとしては、減農薬であるとか、減化学肥料の技術を産地に広めるために、技術の検証であるとかマニュアル作りなどを支援するような事業である。

例えば、さいたま市のトマトグリーン栽培協議会では、化学農薬で土壌消毒していたものを、化学農薬を使用しない方法で土壌の病害虫を防除するような技術を検証したものである。

こうした取組に対して、国の交付金を活用して支援しているところである。

続いて、みどりの食料システム法に基づき、「環境負荷低減事業活動」に取り組む農林漁業者の方の計画を認定する制度について説明する。

令和5年の秋に第1号が出てから、順次取り組んでいる方が増えている状況である。環境負荷低減の取組を県として認定していくという制度である。今後認定数を増やしていきたいと考えている。

ここまでは、新しい制度等のお話をしていたが、実は従来から行っているS-GAPや特別栽培農産物認証制度についても、環境負荷低減に繋がる取組である。

S-GAPは、従来からある三つの項目に加え、今年度から新しく「人権保護」、「農場経営管理」という項目を増やした。

環境保全のためのリスク管理や、肥料をまきすぎないなど環境に配慮した基本的な取組自体もS-GAPの中に含まれている。そうした活動の推進は従来から行っており、特別栽培農産物認証制度も減農薬や減化学肥料栽培ということで、従来から推進を図っているところである。

## ○国の新たな取組について

国では「農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」として、本年3月より温室効果ガスをどの程度削減したかを星マークで示して農産物に表示するという取組を始めている。

農家が栽培情報を農水省のホームページから入力すると、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減率を算出できる。

消費者は、購入時に星マークを見て選ぶことができるということが一つのポイントとなる。

また、環境負荷低減のクロスコンプライアンスについては、最低限行うべき7つの取組を行った農業者だけを補助金の対象とするという制度である。

環境負荷低減の取組を推進する際の課題の一つとして、こうした環境負荷低減に配慮して生産された農産物を意義があるものと理解し、それを選択するような実需者や消費者を増やすためには、どのような取組を行えばよいのか、というものがある。情報や御意見や御提言をいただきたい。

例えば、環境負荷低減に取り組んで生産された農産物に対する、消費者の現状であるとか、今後どう動いていくかという潮流であるとか消費者の方の理解を醸成していくにはどんな手法があるか、御意見をいただくとありがたい。

(委員長)

環境負荷低減という取組がまだ知られてないというところがあるが、どのように理解していただき、それを取り扱ってくださる流通業者や小売業者、また消費者がどのように環境負荷低減に配慮して生産された農産物を手に取るかというところが、非常に大きな課題になっている。

それについて何か皆さんから御意見があればと思うが、いかがか。

## 【意見交換】

(委員)

環境負荷低減については、事業者としても進めている。ホームページにも載せ、環境負荷低減の必要性を理解して動いてはいる。

食物残渣で発電してその電気を買取りつつ、そこで使った食物残渣を自社の農場の肥料として使用、そこで作った野菜を店舗で販売するという循環型を作ったが、メリットがあるから行っている。

事務局からの説明に剪定枝を炭化する話があったが、炭化することのメリットは何だろうというと、肥料に使えるのであれば肥料代の削減になる。

農家が、自分で剪定していらっしゃる方がほとんどなのかなと思うが、どんなメリットがあるか。

環境負荷を低減することはとても意義のあることではあるが、事業に対してどれだけプラスの影響があるのか、ないと事業者としては今動けないだろうなというのが本音である。

もう一つ、収入により消費者が二極化しており、その対応が求められている。円安で食料品の価格がどんどん上がっている中で、環境負荷低減をしているからと言って価格を上げたら売れない。同じ価格で環境負荷低減しているのであれば、そちらが売れるのかもしれない。

そのようなところが小売側の本音であるため、費用面まで踏み込んだ提案をしていかないと難しいだろう。

とても意義のあることではあるが、環境負荷低減に取り組んだからと言って売り上げにつながるとは考えていない。取り組むことで別のメリットは何かあるのか、食欲に出していかないと農業者や小売業者はついてこないだろう。

今回はたまたま、ごみの処理代と電気代が高くなっている中で、うまく循環させたら全体的には費用がそんなに高くならずに済んだためこのような形に落ち着いただけである。

例えば画期的にごみを安値で処理できる方法があるのであれば、環境面への配慮よりもそちらを優先していたかもしれない。

(委員長)

ありがとうございます。やはり農業者にとって何かメリットがないと取り組んでいただくのは難しいということである。何か他に御意見はあるか。

(委員)

国の新たな取組の中で、温室効果ガスの削減について商品に表示できるという件であるが、事業者が自分で入力したら自動的に評価されるのか。

→(事務局【農産物安全課】)

はい。農林水産省のホームページ上に農家の方が入力できるようなサイトがあり、生産活動の情報を入力すると、地域の一般的な排出量と比較して削減率が算出できるようになっている。

品目は23品目だけであるが、入力したものを農水省に送ると、登録番号が付与され、この星マークを使うことができる。第三者の評価が必要なものではなく、生産者が生産管理記録を元に入力するもので、簡単に組み入れる内容になっている。

→(委員)

信じてはいるが、第三者の評価がない中で数字を操作できてしまうのではないかと、というのが本音。

(委員長)

農業者側にとってメリットがあるが、小売業者からするとそのような見解もある。

(委員)

デジタル化しているから仕方がないが農業の担い手が高齢化しており、よいシステムを作っても活用できないのではないかと。

また、言葉が難しいように感じる。分かりやすく、説明しやすい言葉にならないものか。地産地消は言葉を見ただけでその意味が分かるが、S-GAPという言葉は理解してもらえないだろうか。

(委員)

お給料が増えない中で、削ることは食費である。

意見でないが、質問させていただきたい。

先ほど汚泥の処理について御説明いただいたが、マイクロプラスチックの除去はどのように

行っているのか。

→（事務局【農産物安全課】）

重金属については基準値を超えていないかどうかの検査をしていると聞いている。

マイクロプラスチックに関しては、下水道局への確認後、後日回答したい。

※後日、農産物安全課から次のとおり回答

- ・下水汚泥肥料内のマイクロプラスチックの状況については、現状、検査を実施していない。課題としては把握している。
- ・全国的にも同様の傾向である。

（委員長）

消費者の立場からはいかがか。

（委員）

皆さんの話を聞いて、様々な努力をしていることが分かった。

その中で、慣れていない者からすると言葉自体が難しいように感じる。環境負荷低減と言われても、今お話を聞いたので内容を理解できるが、一般の消費者は理解できないのではないか。

また、小売事業者からも努力していることを「売り」として消費者に分かりやすく示してもよいのではないか。

努力していることが消費者に伝わらないのは、とても残念なことだと思う。

自身の周りに有機栽培した野菜を購入したいという人はたくさんいる。価格は高くても、この野菜がこのように栽培されているんだよということを提示してもらえれば、自分の健康や家族の健康、また子どもたちの健康のことを考えて、有機野菜を選ぶ人がいると思う。

また、小中学生の子どもがいる保護者の方に聞くと、安心安全な給食を食べて欲しいという声があり、うまにかみ合っていけばよいなと思っている。

→（事務局【農産物安全課】）

有機農業で生産された農産物は、先ほど御紹介した小川町が給食に取り入れている。

大きさが揃わない、収穫量が安定しないのが課題ではあるが、取り入れている自治体もある。

（委員長）

日本では、健康面から有機野菜を選択する人が多いが、ヨーロッパでは環境負荷のことを考えて選ぶ人が多い。

消費者の意識が根本から異なる。消費者に向けて地球環境を守るという視点からのPRをしていかななくてはならない。

（委員）

温室効果ガスの削減率を表す星マークであるが、第三者機関の評価がないため、どれぐらい削減しているのか不透明なところがある。

星マークがついても値段的にさほど変わらなければそちらを選択する消費者も今後増えてくるとは思うが、物価の上昇に対して給料がついてきていないというところでは、厳しいところ

である。

(委員)

学校給食牛乳協議会という団体では、農林水産省からの補助金により、今年度環境負荷低減のクロスコンプライアンスということで、その事業主体や事業に参加している牛乳を作っている会社も、この環境負荷低減に取り組んでくださいという旨の資料をいただいた。

私も乳業者もみどりの食料システム法とは何かという状態である。今年度はまず、そのことについて研修を行うよう言われているし、なるべく環境負荷低減を図っているところから仕入れるようにという要件もある。

酪農家が作った生乳は1か所にまとまって出てくるので、そちらの団体で取り組んでいただけるよう期待するところである。

今年度は、各乳業者とこの内容について、理解を深めていこうとしているところである。

→(事務局【農産物安全課】)

国では今年度からクロスコンプライアンスを試行期間として実施するとしている。本格実施までは少々時間がある。

(委員長)

環境負荷低減について理解してもらうにはどうしたらよいかと思っているが、何か御意見はあるか。

(委員)

環境負荷低減のマークであるが、生協の広報誌で、実際に取り組んでいる農家のインタビューを載せた際に、星マークをアピールしていたのでこのマークはどんなものか説明と一緒に載せた。マークについて説明をしないと分からないため、用語の解説に加え、実際に農家の方のストーリーを添えて顔が見える形でこのように取り組んでいますよ、という紹介をした。

埼玉県の広報誌に載せる際も、用語の解説だけでなく頑張っている農家へのインタビューもセットで載せるとよいと思う。

今年の3月に武蔵野美術大学で、美大生がGAPをおしゃれに考えるというイベントを行い、キャンパス内でワークショップを行った。

訪れた親子から、野菜の切り方によって味が変わるなど、GAPに直接関わることはないが、若い世代へGAPの認知度を高めるよい機会となった。

その様子を、大学のキャンパスだよりやGAP推進の広報誌など載せることで二次利用、三次利用され広まっていき、当日の写真などにより、子どもたちが生き生きしている様子が伝わりやすいのではないかと思います。

とても小さな仕掛けだが、そのような積み重ねが大切なのではないかと。

(委員長)

そのほか御意見はあるか。

(委員)

やはり、消費者が環境負荷低減したものを意図して買うような方向になっていかないと、進んでいかないのではないかと思います。

消費者の方に認知を広めるにあたり、地産地消もそうであるが、少し高くても買うべきなんだという意識を、消費者の方に持っていただくことが大事なのかなと考える。

皆さんがおっしゃるとおり、消費者の方は言葉を知らないと思うので、分かりやすい言葉で伝えていく必要がある。

(委員長)

ありがとうございます。農家の視点から感じることはあるか。

(委員)

担い手が減少している中で、高齢化もしているため、今までやっていないことをどこまで対応できるか厳しいところではある。

逆に言うと若い人たちは有機農業に取り組んでいる人が多い印象である。

価格転嫁につながらず、資材価格も高止まりという中で、どこまで取り組めるか。

(委員長)

価格の問題は非常に難しいところであるが、相互の理解が必要だと考える。

(委員)

仕事が終わってから夕方スーパーに買い物に行っても、環境負荷低減しているものを選んで買う時間はないように思う。また、子育て中のお母さんたちに、もう少し時間のゆとりがあるとよい。

自分自身が子育てをしていた頃を振り返ると、食に1番関心があった時期は、「幼稚園」「小学校」の時期だったと思う。

食育についても一度見直す必要があるのではないか。

職業柄、輸出品や輸入品を取り扱うが、海外の製品にはハラルマークやHACCPの認証マークがついている。日本の製品も頑張っているところはアピールしてよいと思う。

海外への輸出品は「有機」がポイントになる。

今年は米が不作で、仕入れ価格が倍くらいになっている。

お米の間屋で10年近くかかって、コメ農家(生産者)になった方がいる。そういう方を学校などにお呼びし、食育の啓蒙活動をやっていたらと思っている。

埼玉県には川越市にキッチンカーを2台持っている米問屋がいて、米の紹介をしている。

(委員長)

貴重な情報をありがとうございます。

お時間の関係もあり、そろそろこのことについて終わりたいと思う。

皆様の御意見を参考にさせていただき、施策を進めて参りたいと思う。ありがとうございます。ありがとうございました。

続いて、食の安全・安心に関わる事務局3課からそれぞれ今年の事業について御説明する。

(2) 事務局3課の今年度事業について

【事務局説明（食品安全課）】（資料2）

食品安全課は食の安全性を確保することによって県民の健康を守る体制の充実を図ることが目標となっている。四つの柱として食中毒予防対策、HACCPによる衛生管理の推進、食品の監視体制・検査の充実、リスクコミュニケーションの充実強化を掲げている。

○食中毒予防

発生件数ゼロを目標にしているのは例年どおりである。令和5年度は、発生件数9件、患者数は少なく抑えることができた。

飲食店に対し、こういった場合に、こういった内容を伝えていくのか、事例をまじえて情報を提供していきたい。

また、一般の消費者による毒きのこ等の食中毒事故が発生することもあるため注意喚起をしていきたい。

○HACCPによる衛生管理の推進

御存知のとおりHACCPが義務化されて、数年が経った。令和元年から取組を始め令和3年に義務化となった。

飲食店の営業許可申請は概ね6年間に1回手続を行うため、取組を始めて6年ということ一周した。

今年度はあと8,000施設ほどHACCPの稼働、また定着できているかどうか現地に行って指導したり、相談を受けたり、取り組んでいく。

○食品の監視体制・検査の充実

従来は、監視員が現場に行き、そこで指導するというのが基本であった。

昨今のデジタル化の流れにより、本当にその現場に行くべきなのか、記録を見れば確認できるものは、それを提出してもらい指導を行うべきか、指導のやり方が非常に変わってきているところである。

○リスクコミュニケーションの充実

食の安全・安心に関わる普及啓発の業務である。食中毒対策等について、こういった世代にどのように働きかければ効果的か、考えながら事業を行っている。

例えば、リスクコミュニケーター研修会は、対面式だけではなく、オンラインでの実施も検討している。

食中毒予防対策に関する講習や手洗い実習を通して、知識の普及啓発をしていく。

【事務局説明（農産物安全課）】（資料3）

○S-GAPについて

令和4年度の委員会でも御意見も頂戴しながら改定作業を進めてきた。

令和5年度に国際水準GAPガイドラインに合わせて改正を行い、今年度から本格的に新しい体制でスタートした。

S-GAPスタート宣言は、基本的な8項目の自己チェックを行うものです。50項目の本格的な取組が難しい方も、まずは取組を始めていただけるよう推進活動を実施している。

S-GAPスタート宣言を経て体制が整ってきたら、次の段階として50項目、62項目と項目数を増やして達成状況を確認する。

第三者の視点で農場評価を行い、改定前の令和5年度まで実施していた50項目について、すべてクリアした場合、S-GAP実践農場となる。

さらに62項目、新しくなったすべての項目をクリアした農場については、S-GAP実践農場（国際水準）となる。

評価にあたっての規定類を現在整備しているところで、今年の夏頃をめどにこの62項目の評価制度を開始したいと思っているところである。

4種類あるガイドブックを今年の3月にバージョン4.0に改定し、62項目とした。5分野すべてを網羅している。

#### 【事務局説明（畜産安全課）】（資料4）

家畜保健衛生所機能評価事業について説明する。

家畜保健衛生所（以下、家保）は家畜保健衛生所法に基づき、地方における家畜衛生の向上を図りもって、畜産の振興に資するため各都道府県に設置される機関である。

家保の事務は第3条により、またその施設基準は政令で定められている。

その詳細について事務は、家畜の伝染病予防や繁殖障害の除去、また人工授精の実施に関することなどである。

施設の基準は、家畜の伝染病の予防に関する事務を迅速かつ的確に行うために必要な専用の検査室や、病理解剖室を有すること、家畜の死体等を処理する焼却施設を有することと定められている。

埼玉県の家保については、1965年に国が定めた家保再編整備方針により、当時11か所あった家保を再編整備し、1967年には中央、川越、熊谷、杉戸の4家保体制となり、2000年には杉戸家保が廃止され、現在の3家保体制となった。

#### ○現在の家保の現状と課題について

ここ数年、高病原性鳥インフルエンザや豚熱といった、家畜伝染病の発生が全国にて多数確認されており、鳥インフルエンザについては、本県でも、一昨年、昨年のシーズンにおいて発生が確認された。

これらの伝染病発生時には、正確かつ迅速な診断ができる体制が必要となる。

しかし、本県の畜産農家の多くは県北地域にあり、県南部にある中央家保への検体搬入は、時間を要す。

また、各家保は、整備から40年以上経過しており、建物や設備の老朽化が著しく、検査に支障をきたしている。

中央家保は、さいたま市に位置しているが、BSE検査牛処理施設であるストックポイント（以下、SP）が熊谷市に設置され、業務が非効率となっている。

さらに、家保周辺の宅地化が進み、焼却炉の使用が制限されている現状である。

そこで、家保の機能強化を目指し、基本方針を決定した。

まず、畜産農家の多い県北地域に基幹家保を新設し、今まで中央家保にあった病性鑑定部門及び農業技術研究センター内にあるSPを新家保に移管する。

○バイオセキュリティを確保した施設設備の整備について

現在のバイオセーフティレベル（BSLⅡ）の検査室からBSLⅢの検査室を整備し、より安全に危険な病原体を扱える体制を整える。

また、車両消毒施設を設置し、車両動線の区分を明確にする。

○周辺環境に配慮した焼却炉等の整備について

焼却施設は防じん脱臭機能を備え、解剖室は閉鎖型で空調設備を完備し、安全性を確保する。

○川越家保の改修について

中央家保及び熊谷家保が統合され新家保となるが、今後も運営予定の川越家保については、バイオセキュリティの強化のため、検査室の気密性を確保する等の改修工事を行った。

以上の方針に基づき、家保の再編機能強化事業を進めているところである。

再編後の家保は、二つのエリアに分けて管轄する予定である。

飼育頭数にバラつきがあるものの、農家戸数は各家保が約半々ずつ管轄することとなる。

このように、畜産農家が集中する県北地域に家保を新設し、中央家保から病性鑑定施設を移設することで、家畜伝染病診断の迅速化が図られ、蔓延防止対策の早期実施が可能となる。

また、熊谷市内にあるSPと川越家保にて対応している野生いのしし豚熱検査施設をそれぞれ新家保に集約し、業務が大幅に効率化される。

さらに新家保の敷地内に防疫資材倉庫を整備し、特定家畜伝染病発生時の初動対応に備えることが可能になる。

新家保予定地は熊谷市久保島で、農業技術研究センター旧水田農業研究所地内である。

最後にスケジュールである。令和2年には再編方針を決定し、令和3年度には建設予定地を決定した。令和4年度には、用地測量及び設計、建築基本設計を行い、令和5年度は土地の基盤整備及び造成工事、建築実施設計を行った。今年度は、建築工事を開始する。

また備蓄倉庫の設計を実施中で、令和7年度には工事を開始する予定である。

令和8年度には、鳥インフルエンザの流行シーズンを避けて開所する予定である。

(委員長)

ありがとうございました。

まとめて御報告をさせていただいたが、何か御質問や御意見はあるか。

【意見交換】

(委員)

食品安全課の監視体制について、効率化もとても大事なことは重々承知しているが、効率化

だけに走ることなくぜひ現場をしっかりと見てほしい。

→（副委員長）

埼玉県がデジタル化を進めている中で、便利になることもあるが、やるべきことはやらないと信用を得られないと考えている。全国的にも同様の考え方があり、まずは特定の業者で試行的に導入してみて、どの程度うまくいくか、いろいろ考えながら取り組んでいきたいと思う。

（委員）

食品安全課の資料の中で、食の安全に関する県民の意識要望の調査結果が出ているが、食品の安全性に不安があると回答した6割の方は、具体的にどんな事柄に不安を感じているのかについて資料はあるのか。

→（副委員長）

細かいデータは手元にないが、大きな事故があると不安であるとの回答率が80%位まで上がることがあり、逆に不安材料がなくなると40%くらいになる。60%という数字は多くも少なくもない平均的な数字と認識している。

→（委員）

具体的にこういうところが不安というようなアンケート内容ではなかったということか。

→（副委員長）

そのとおりである。

（委員長）

最後にそのほか報告事項ということで、食品安全課から紅麴の件について御報告する。

### （3）その他報告事項

#### 【事務局説明（食品安全課）】

小林製薬の紅麴に関する概要について説明する。

当該製品について、3月22日から自主回収を行っていたが、3月26日に大阪市から回収命令処分が出たため、3種類の製品が正式な回収対象製品になっている。

埼玉県の対応としては、県民からの健康相談は保健所の窓口で行い、健康被害防止対応要領により、所定の様式を用いて国に報告するという役割を担っていた。

しかし、今回の事件では、保健所の窓口ではなく、直接製造者へ多くの申告が寄せられており、その製造者を管轄する自治体から各自治体に、患者の状態について調査をしてくださいとの依頼が入っている。

保健所が訪問したり、問い合わせをしたりして調査票を作り上げ、国と大阪市にその調査結果を送るということになっている。

その中で、健康被害ではないということもあるが、どちらか判断がつかない場合もあるので、厳密にすべてが患者、または患者ではないという振り分けは各自治体ではできず、大阪市内で振り分ける作業が長期間行われた。

また、今回の回収品が出回っている薬局等が県内で概ね900施設あるが、患者調査とは別にきちんと回収されているかどうかを確認して欲しいとの依頼があった。まず保健所から電話

で店頭に並んでいないかの確認を行い、必ず返品するように指示をしたところである。

さらに、手元にある場合は喫食しないよう、県のホームページに当初から注意喚起を掲載している。

5月22日時点での全国の患者数は2,085名、死亡が4名で、各県ごとの患者数は公開されていない。

先ほど申し上げたように保健所へ相談に来たケースよりも、大阪市を通して連絡が来たケースの方が多く、患者に電話連絡し、大阪市に報告をあげることに相当な時間がかかった。

今回の事例を受けての対策として、埼玉県では食中毒発生時の各保健所の対応について食中毒の処理要領を定めているが、それ以外に、埼玉県食中毒対策要綱も定められている。

例えば、大規模な食中毒発生時には、現地の保健所で本部を立ち上げ、食品安全課と連絡を取り合いながら、対応するというものである。今回のように一過性ではなく、長期間対応が必要な事例に対しては、何らかの規定を盛り込む必要があるのかなと考えている。

今回のこの事例を踏まえて平常時に情報共有し、非常時の対応が認識できるよう見直しを考えている。

国は制度に関して見直しをすることになり、例えば食品表示法の改正や、食品衛生法の施行規則の改正などが具体的に示され、報告するルールをきちんと整備しようという話もある。

今後、法改正があったり、指示があったりと思うので、随時情報発信していきたいと思う。また皆様から御意見をいただければと思うので、ぜひ御協力をお願いしたい。

(委員長)

ありがとうございました。

これで本日予定しておりました議題はすべて終了した。

長時間に渡り御審議いただきありがとうございました。

たくさんの御意見をいただき、これからそれぞれの施策に生かしていきたいと思う。

私はこれにて議長の座を下ろさせていただきます。ありがとうございました。